認定権者記載欄				
様式第5号-(口)-①				
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による記		<u> </u>		
	令和	年 月 日		
富士河口湖町長 渡辺 喜久男 殿				
申請者				
<u>住 所</u> 名 称				
名		印		
	プロンスがてい	-		
私は、表に記載する業を営んでいるが、下記の通り、主要原材料であ   等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格。				
対しているのの間になる。これが、対していることがあれています。				
づき認定されるようお願いします。				
(表)				
※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類		<b>_</b>		
(該当業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある   で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。	場合には、その「	Pで、最近1年間		
で取り元工同寺が入さい事業が腐りる条種を左工の人件に記戦。   				
   ①原油等の仕入単価の上昇(注2)				
E/e ×100-100	上昇率	%		
	<u>—</u>	円(注4)		
e:Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価		円(注4)		
②原油等が売上原価に占める割合(注2)		11(12-1)		
S/C ×100	依存度	%		
C:申込時点における最新の売上原価	<u> </u>	円(注4)		
S:Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格		円(注4)		
③製品等価格への転嫁の状況(注3)		13(/11//		
A/B - a/b = P	P=			
A:申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格		円(注4)		
a:Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格		円(注4)		
B:申込時点における最近3か月間の売上高		円(注4)		
b:Bの期間に対応する前年3か月間の売上高		円(注4)		
令和 年 日 日		\(		

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

富士河口湖町長 渡辺 喜久男

印

(注1)本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業業が 全て指定業種に属する場合に使用する。

- (注2)上昇率及び依存率が20%以上になっていること。
- (注3)P>0となっていること。
- (注4)申請者全体の値を記載。

## (留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

申	請者
<u>住</u>	所:
夕	称

代表者名: 印

(表1:事業が属する業種毎の最近1年間の売上高)

業種(※1)	最近の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	H	%
業	H	%
全体の売上高	円	100%

※1:業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種(日本標準産業分類の細分類番号と 細分類業種名)を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2:指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2:企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇)

	原油等の最近1か月の 平均仕入れ単価	原油等の前年同月の平 均仕入れ単価	原油等の仕入単価の 上昇率 (E/e×100-100)
企業全体	円【E】	円【e】	%

(表3:企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合)

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応 する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油 等の仕入価格の割合 (S/C×100)
企業全体	円[C]	円 <b>[</b> S]	%

(注)最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

(表4:企業全体の製品等価格への転嫁の状況)

	最近3ヶ月	最近3ヶ月間	(A/B)	前年同期	前年同期の	(a/b)	(A/B)
	間の原油等	の売上高		の原油等	売上高		— (a/b)
	の仕入価格			の仕入価			=P
				格			
企業	円	円		円	円		
全体	[A]	[B]		【a】	<b>[</b> b]		

(注)認定申請に当たっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、試算表、売上台帳、仕入帳など)の提出が必要。

## 誓 約 書

富士河口湖町長 殿

申請者	
住所	
氏名	印
電話番号	

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定の申請に係る一切の事項について、同申請書をはじめ、提出書類の内容に相違ないことを誓います。